

告 示

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により告示する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 3 年 1 月 6 日

牟岐町長 柘富 治

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
集 R2-2 号	川長字市宇谷 235	61-ニ-20	山林	0.32	2031.3.31 まで	

2 縦覧場所 牟岐町産業課、牟岐町のホームページ (<https://www.town.tokushima-mugi.lg.jp/>)

3 本告示により、牟岐町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上